

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日、
翌日)の翌日

目 次

◇ 告 示 県立自然公園の区域の変更

土地改良区の定款の変更の認可

数人が共同して行う土地改良事業計画等の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定

保安林の指定の解除予定

自転車歩行者専用道路の指定

県営住宅の家賃等の徴収事務の委託

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日等

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示の開始の日

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

◇ 公 告 宅地建物取引主任者資格試験の実施

鳥取県職員採用上級試験の実施

告 示

鳥取県告示第四百七十九号

鳥取県立自然公園条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第二号)第四条において準用する同条例第三条第一項の規定に基づき、県立自然公園の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、鳥取県衛生環境部自然保護課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十八年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

三朝東郷湖県立公園の区域から、東伯郡三朝町大字中津地内国有林鳥取地域施業計画区倉吉事業区二二林班及び二三林班の各一部を削る。

鳥取県告示第四百八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、西伯町土地改良区の定款の変更を昭和五十八年五月二十三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百八十一号

昭和五十八年三月十九日付で倉吉市下大江一七四番一地石賀稔ほか二十人の者から申請のあつた共同で行おうとする土地改良事業計画及び規約については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年五月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百八十二号

昭和五十八年一月十四日付で若桜町から申請のあつた土地改良（米白見地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年五月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百八十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字赤波字タイ田一八一七・一八一八(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の七第二項の規定に基づき、次の県道を自転車歩行者専用道路に指定するので、同条第五項の規定により告示する。

昭和五十八年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	倉吉市清谷字小幣沖九〇六地先から東伯郡羽合町大字長瀬字治右衛門河原八七六一二地先まで	指定する期日
倉吉東郷自転車道線		昭和五十八年五月二十七日

鳥取県告示第四百八十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、鴨川団地及び浜の上第三団地に係る県営住宅の家賃等の徴収事務をそれぞれ関金町及び中山町に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十四号

昭和五十八年第十回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十八年五月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

- 一 日時 昭和五十八年五月三十日(月)午後三時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 第十三回参議院議員通常選挙について

鳥取県選挙管理委員会告示第七十五号

昭和五十八年六月二十六日執行予定の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定め、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年五月二十七日

鳥取県選挙管理委員 委員長 田 中 梅 蔵

一 被登録資格の決定の基準となる日

昭和五十八年六月一日。ただし、年齢については、同月二十六日を基準日とする。

二 登録を行う日

昭和五十八年六月二日

三 縦覧に供する期間

昭和五十八年六月三日から同月七日まで

鳥取県選挙管理委員会告示第七十六号

昭和五十八年六月二十六日執行予定の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二第一項のポスター掲示場に同法第四百四十三条第一項第四号の二及び第五号のポスターを掲示することができることとなる日を昭和五十八年六月三日と定

めたので、同法第四百四十四条の二第五項の規定により告示する。

昭和五十八年五月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十八年五月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県電気通信職域支部	永見 國	南波 熊夫	鳥取市卯垣一〇七	昭和五十八年四月二十一日	政党の支部
自由民主党鳥取県文教振興支部	須山 準三	林 恒行	米子市大篠津町五七	"	"
西村尚治後援会	米原 穰	林 利夫	鳥取市戎町四一	昭和五十八年四月一日	その他政治団体
田中ますと徳丸後援会	古田 當高	田中 英雄	八頭郡八東町大字徳丸一三四八	昭和五十八年四月二日	"
鳥取温知会	吉岡 利固	吉田 利固	鳥取市吉方温泉一五六一	"	"
三朝町西尾邑次後援会	松村 喬成	安井 由行	東伯郡三朝町大字山田一七四一	"	"

豊かで住みよい 米子を築く会	鍵谷 正一	真壁 未吉	米子市加茂町一 十二四	昭和五十八年四月	"
植木愛後援会	石破 一仁	中島 実	八頭郡八東町日 下部	昭和五十八年四月	"
関久雄後援会	西川 幸雄	中田 春隆	八頭郡八東町大 字日下部一七九	昭和五十八年四月	"
加藤弘文後援会	生本 清	加藤 久江	西伯郡淀江町大 字佐陀五二二	昭和五十八年四月	"

鳥取県選挙管理委員会告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十八年五月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党米子市崎津支部	会計責任者の氏名	木村百合子	長谷川敏雄	昭和五十八年四月一日	政党の支部
自由民主党米子市尚徳支部	会計責任者の氏名	高田 茂	高田 三郎	昭和五十八年四月十八日	"
平林鴻三後援会	会計責任者の氏名	宮野驥美夫	渡辺寛太夫	昭和五十八年四月五日	その他の政治団体
太田秀男後援会	代表者の氏名	山本 敏男	森脇 金治	"	"

しのだ伊三郎後援会	会計責任者の氏名	宅野 知三	鍵谷 正一	昭和五十八年四月	"
豊かで住みよい米子を築く会	主たる事務所の所在地	米子市東倉吉町三七	米子市加茂町一―二四	昭和五十八年四月	"
齊木幸福後援会	主たる事務所の所在地	米子市加茂町一―三一	米子市目久美町二―一六	昭和五十八年四月	"

公 告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条第1項の規定により、昭和58年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

昭和58年5月27日

鳥取県知事 西 尾 田 次

- 1 試験の日時
昭和58年10月16日（日）午後1時から午後3時まで
- 2 試験の場所
鳥取市生山1111番地 鳥取県立鳥取工業高等学校
- 3 試験の内容
おおむね次の事項について行う。
なお、出題法令の内容は、昭和58年4月1日現在施行されている内容とする。

- (1) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。
- (2) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

- (3) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
- (4) 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
- (5) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
- (6) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
- (7) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

4 試験の方法及び出題数

- (1) 方法 四択択一式の筆記試験による。

- (2) 出題数 50問

5 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者
- (2) 宅地又は建物の取引に関し2年以上の実務の経験を有する者
- (3) 知事が、(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めたる者

6 受験申込み

- (1) 申込期間

昭和58年9月5日（月）から同月9日（金）まで

- (2) 申込受付場所

鳥取県鳥取土木出張所、鳥取県倉吉土木出張所又は鳥取県米子土木出張所

- (3) 受験手数料 4,000円

（受験申込書の所定欄に4,000円に相当する鳥取県収入証紙をはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。）

7 合格者の発表

昭和58年11月25日（金）に鳥取県公報に公告するとともに、合格者に関する旨を通知する。

8 その他

詳細については、鳥取県土木部建築課、鳥取県鳥取土木出張所、鳥取県倉吉土木出張所又は鳥取県米子土木出張所に問い合わせること。

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

昭和58年5月27日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験の名称

昭和58年度鳥取県職員採用上級試験

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
行政	約30名
土木	若干名

建	築	若干名
農	業	約 10名
林	業	若干名

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により増加する場合があります。

3 対象となる職種

知事の事務部局、企業局等に勤務する行政職給料表 6 等級相当程度の係員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 101,900 円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第16条の規定により地方公務員とすることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受	験	資	格
行政	昭和29年4月2日から昭和37年4月1日までに生まれた者			
土木				
建築				
農業	昭和29年4月2日から昭和37年4月1日までに生まれた者で、農業改良助長法（昭和28年法律第 165 号）第14条の 3 に規定する農業改良普及員の資格を有するもの又は昭和59年 3 月31日までにこの資格を取得する見込みのもの			

林業	昭和29年4月2日から昭和37年4月1日までに生まれた者で、森林法（昭和26年法律第249号）第187条に規定する林業改良指導員の資格を有するもの又は昭和59年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの
----	---

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多枝選択式）、専門試験（多枝選択式及び記述式）及び適性検査とし、専門試験の出題分野は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

昭和58年7月17日（日）

(3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校
米子市錦町一丁目103番地 鳥取県立米子西高等学校

(4) 第1次試験合格者の発表

昭和58年9月上旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220番地）及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271番地）にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

7 第2次試験

(1) 試験種目

論文試験、人物試験、身体検査及び人物調査とし、人物試験は個別面接により、人物調査は通信調査により行う。

(2) 試験の期日及び場所

昭和58年10月上旬に鳥取市において行う。
最終合格者の発表

昭和58年11月上旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に基づき提示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

申込みできる「試験の区分」は一つに限る。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

昭和58年6月6日(月)から同月18日(土)まで

なお、郵送による申込みは、昭和58年6月18日(土)までの消印のあるもの限り受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで(土曜日は12時まで)

ただし、日曜日は受け付けない。

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、60円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表 専門試験(多枝選択式及び記述式) 出題分野一覧表

試験の区分	出 題 分 野
行 政	政治学、行政学、社会政策、憲法、行政法、民法、商法、刑法、労働法、経済学、財政学
士 木	数学、物理、応用力学、水理学、土質工学、材料学、土木施工、都市計画、測量、河川、道路、港湾、交通、下水道
建 築	数学、物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
農 業	栽培学 ^{はく} 論、作物学、園芸学、青果遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
林 業	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学